

国連気候変動枠組条約交渉事業

産業技術環境局
地球環境対策室

令和5年度予算額

0.7 億円 (0.5 億円)

事業の内容

事業目的

気候変動に関する国際的なルールは、国連気候変動枠組み条約やパリ協定等に基づいて実施されていますが、その重要度はますます増しており、今後グローバルストックテイク等、プレッジ&レビューの枠組の交渉が本格化します。拠出金を通して国際交渉に貢献するとともに、専門的な知見や各国の交渉動向を収集し、日本にとって有利な気候変動交渉を実施するため、(1) 技術メカニズムへの拠出、(2) 京都メカニズムへの拠出、(3) 交渉専門家事業を実施します。

事業概要

(1) 技術メカニズム拠出金

国連気候変動枠組条約の下設置されている「技術メカニズム」のうち、途上国への技術支援の実施等を行う「気候技術センター及びネットワーク（以下「CTCN）」の運営等に係る費用として、拠出を行います。

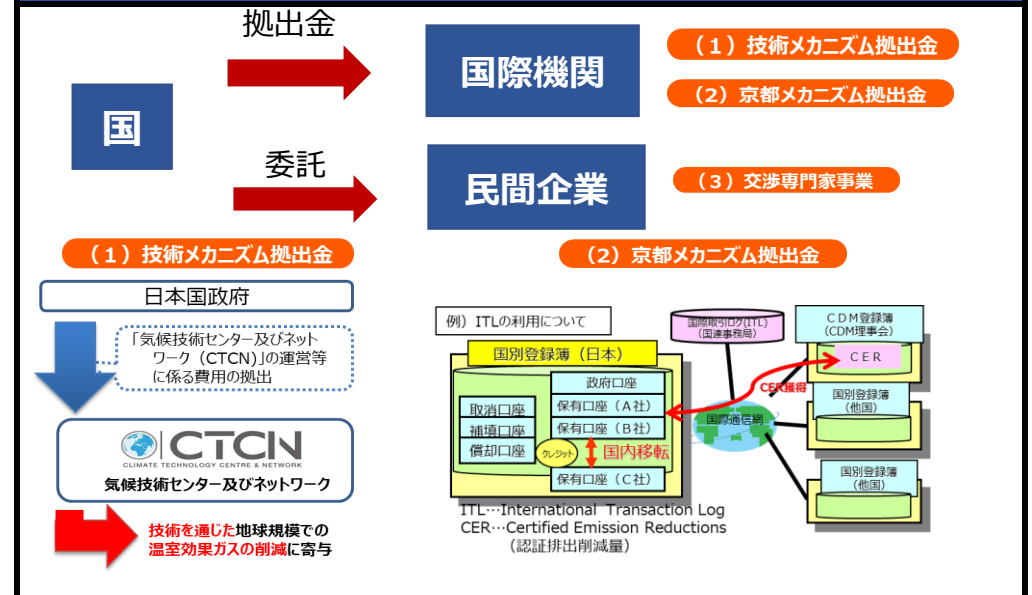
(2) 京都メカニズム拠出金

京都メカニズムを活用して取得した認証排出削減量等（CER）につき、我が国の民間企業は本期間終了後もクリーン開発メカニズム（CDM）に参加しており、日本の国別登録簿を国際取引ログ（以下「ITL」）に接続することが必要です。ITLの運用資金を拠出します。

(3) 交渉専門家事業

UNFCCC関連会合に出席し、長きにわたる交渉経緯に対する十分な理解、経験等の高い専門性を兼ね備える人材を確保し、交渉状況や世界情勢等の調査・分析を行うとともに、日本政府代表団として気候変動問題に関する交渉への対応を行います。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

- (1) 本事業を通じ、途上国からCTCNへの支援要請がされ、CTCNから支援されることで低炭素技術が移転・普及されることを目標とします。
- (2) 令和5年度における、国別登録簿システムの稼働率100%（メンテナンスを除く）を目標とします。
- (3) UNFCCC条約やパリ協定等に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）及びパリ協定締約国会合（CMA）多国間会合において、日本の国益に沿うようなルールの合意を目標とします。